

### 1. 新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のための活動制限指針に基づく授業の実施について

5月8日(月)より新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に移行しました。群馬県も警戒レベルの廃止を発表しています。こうした動きを受け、本学では、5月9日(火)より活動制限指針による制限レベルを「レベル0」とします。

しかし、新型コロナウイルス感染症が終息したわけではありません。当面の間は、手指の消毒や検温の習慣を継続するなどして体調管理に留意し、発熱、強い倦怠感など普段とは違う身体症状がある場合には医療機関を受診し、無理をして登学せず、感染防止に対する責任ある行動を心がけてください。

マスクの着用については、当面の間、屋内屋外問わず近距離において発話を伴う場合は着用を推奨しますが、着用するか否かは各個人で判断してください。

### 2. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生への対応について

感染した場合、学内での感染拡大を防ぐため、医師から出席停止と診断された期間は登学停止となります。学校保健安全法施行規則の改正により、新型コロナウイルス感染症は第2種の感染症とされ、出席停止期間の基準は「発症した後五日を経過し、かつ、症状が軽快した後一日を経過するまで」と定められました(学生便覧64ページ IV 学生生活の手引き 2. 健康管理 感染症における登学停止について の表も改訂します)。

登学できるようになったら、学務課で必要書類の記入と提出を行ってください。

濃厚接触者としての特定は行われません。同居している家族が新型コロナウイルス感染症に感染した場合や、新型コロナウイルス感染症の患者と感染対策を行わずに飲食を共にした人であっても、感染が確認されていなければ出席停止の対象とはなりません。ただし、同居家族に高齢者や基礎疾患がある人がいるなどの事情があり、合理的な理由があると学長が判断する場合には、欠席や授業方法について配慮される場合がありますのでゼミ担任にすぐに相談してください。

### 3. その他

・無症状の新型コロナウイルス感染者に対する出席停止の期間の取り扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とします。

・新型コロナウイルス感染症による出席停止解除後、発症から10日を経過するまではマスクの着用を推奨します。

・図書館でのDVD視聴のためのイヤホン持参は任意となり、共用ヘッドホンの使用を認めます。